

部員の身辺変更について

(1) 部員名簿の記載事項（氏名・住所・勤務先等の変更について

① 部員名簿の記載事項に変更が生じた場合。

「変更届」に必要事項を記載の上、変更あるものを赤字で修正し提出すること。（6月末日までに提出されたものについては新年度便覧変更可）

※SAJ 一般会員登録の継続手続きの際に、必ず現住所を確認し、変更がある場合には訂正を必ずお願いします。

② 所属団体（市町村連盟）の変更について（県内移籍）

(1) 移籍承認状・・・前（現）所属連盟の変更承認

(2) 受入承認状・・・受入先（新）所属連盟の受入承認

(3) 変更届・・・上記①の申請書

以上の書類をそろえて申請してください。

①②送付先

企画委員会（〒364-0033 北本市本町 4-145-1 猿谷 修一）

(2) 部員の入退部について

① 入 部

入部（他県連より有資格者の移籍）については、下記の書類をそろえて企画委員長あて

て提出してください。

(1) 前所属連盟発行の紹介状（移籍承認状）

(2) 本人署名、押印による本県連会長への移籍願い

(3) 準正指導員取得年月日、会場、ライセンス又はバッジナンバー、SAJ 一般登録

No、

公認検定員資格及び最近の研修会出席期日、会場、氏名、連絡先、勤務先等

(4) 受入先本縣市町村連盟、クラブの受入承認状

② 退 部

イ 希望退部の場合

本人の署名、押印（住所・ブロック・所属連盟・ID 番号を記入）による本県連会長への退部願い、所属市町村連盟の退部承認状を添えて企画委員長あて提出して下さい。（様式はHPよりダウンロードできます）

本人死亡による場合は、所属市町村連盟長からの報告に替えます。

ロ 他県連への移籍の場合

(1) 本県連盟会長への移籍願い・・・本人署名、押印

様式は下記の書類請求先（企画委員会担当者）まで連絡ください。

(2) 移籍承認状・・・所属市町村連盟の移籍承認

(3) 受入承認状・・・受入先連盟またはクラブの承認状

上記書類をそろえて申請してください。

本県で承認され次第、県連会長の紹介状（移籍先県連会長宛）を発行し、移籍先県連宛に送付します。

*次の項に該当があると承認状は発行されません。

- ・当該年度までの資格登録料、部費が未納の場合。
- ・書類の記載に不備がある場合。

◎ 二重登録とならないように注意し手続きをしてください。

書類請求・申請書送付先

企画委員長（〒369-0113 鴻巣市下忍 2737-1 内海 伸一）

長期海外出張等に伴う取扱いについて

標記についてご質問がある場合は、下記までお問合せください。

問合せ先

企画委員長（〒369-0113 鴻巣市下忍 2737-1 内海 伸一 09022197144）